

公立大学法人京都市立芸術大学に職員を引き継ぐ京都市の内部組織を定める条例（平成
24年3月30日京都市条例第44号）（芸術大学事務局整備改革推進室）

地方独立行政法人法第59条第2項の規定により、公立大学法人京都市立芸術大学の
成立の日において、同法人に職員を引き継ぐこととなる本市の内部組織を定めることと
しました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

公立大学法人京都市立芸術大学に職員を引き継ぐ京都市の内部組織を定める条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 44 号

公立大学法人京都市立芸術大学に職員を引き継ぐ京都市の内部組織を定める条例

地方独立行政法人法第59条第2項の規定により公立大学法人京都市立芸術大学に職員を引き継ぐ本市の内部組織は、旧京都市立芸術大学条例第1条に規定する京都市立芸術大学とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(芸術大学事務局整備改革推進室)